府令

○内閣府令第十九号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）を実施するため、内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令

内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企画官及び調査官） **第六条**　公文書管理課に、企画官二人及び調査官一人を置く。 ［２・３　略］ （調査官） **第十一条**　賞勲局に、調査官一人を置く。 ２　［略］	（企画官及び調査官） **第六条**　公文書管理課に、企画官及び調査官それぞれ一人を置く。 ［２・３　同上］ （調査官） **第十一条**　賞勲局に、調査官二人を置く。 ２　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和四年四月一日から施行する。

デジタル庁令

○デジタル庁令第一号

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）及びデジタル庁組織令（令和三年政令第百九十二号）を実施するため、デジタル庁組織規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

デジタル庁組織規則の一部を改正する庁令

デジタル庁組織規則（令和三年デジタル庁令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（企画官） **第一条**　（略） ２　（略） ３　企画官の定数は、併任の者を除き十九人とする。	（企画官） **第一条**　（略） ２　（略） ３　企画官の定数は、併任の者を除き十八人とする。

附　則

この庁令は、令和四年四月一日から施行する。

省令

○総務省令第十七号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

総務大臣　金子　恭之